

船舶事故等調査報告書

平成26年9月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013横第38号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年3月27日 07時53分ごろ
発生場所	静岡県下田市爪木 ^{つめぎ} 埼南方沖 爪木埼灯台から真方位172° 5.3海里付近 (概位 北緯34° 34.3′ 東経139° 00.1′)
事故等調査の経過	平成25年3月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 ^{ケム ヨウ} KEUM YOUNG (大韓民国籍)、2,203トン 8905971 (IMO番号)、TAIYOUNG SHIPPING CO., LTD. B 漁船 ^{こいずみ} 小泉丸、9.93トン SO2-2645 (漁船登録番号)、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A (大韓民国籍)、免状不詳 航海士A (インドネシア共和国籍)、免状不詳 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 左舷中央外板に擦過傷 B 船首及び球状船首部に圧壊及び亀裂
事故等の経過	A船は、船長A及び航海士Aほか11人が乗り組み、鉄鋼製品約1,035tを積載し、約245° (真方位) の針路及び約8.7ノットの速力で航行中、航海士Aが、船橋当直を行っていたところ、平成25年3月27日07時53分ごろ、爪木埼南方沖において、A船の左舷中央部とB船の船首とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、下田市神子元島南方沖の漁場から下田市下田港に向けて北進中、船長Bが、前部甲板の船首側で作業を行いながら航行していたところ、B船とA船とが衝突した。 A船及びB船は、それぞれ自航して下田港に入港した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 4、視界 良好 海象：波向 北東、波高 約1.5m
その他の事項	航海士Aは、衝突直前まで衝突を避けるための動作をとらなかった。 船長Bは、衝突するまでA船が接近していることに気付かなかった。
分析 乗組員等の関与	A あり、B あり

<p>船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A 船は、爪木埼南方沖を西南西進中、船橋当直中の航海士 A が、衝突を避けるための動作をとらなかったことから、B 船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B 船は、爪木埼南方沖を北進中、船長 B が、前部甲板の船首側で作業を行っていたことから、A 船に気付かず、A 船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、爪木埼南方沖において、A 船が西南西進中、B 船が北進中、船橋当直中の航海士 A が衝突を避けるための動作をとらず、また、船長 B が前部甲板の船首側で作業を行っていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。 ・ 衝突を避けるための動作は、十分に余裕のある時期に、早期にとること。